

## 震災伝承に係る庁内連携体制の構築について

令和4年6月6日 復興支援・伝承課

当課では、昨年策定した「東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針」の「5 伝承の推進体制」に基づき、庁内の関連事業をとりまとめ、関係課室と情報交換する等の連携した取組を進めている。

一方、本県の責務である震災の記憶や教訓を将来にわたって伝え継いでいくためには、我が県が中心となって伝承団体や学術団体、国、市町村など、多様な主体と連携した全県的な震災伝承の取組を推進していく必要があり、そのためにも庁内の連携体制をより実効的なものにするのが重要である。

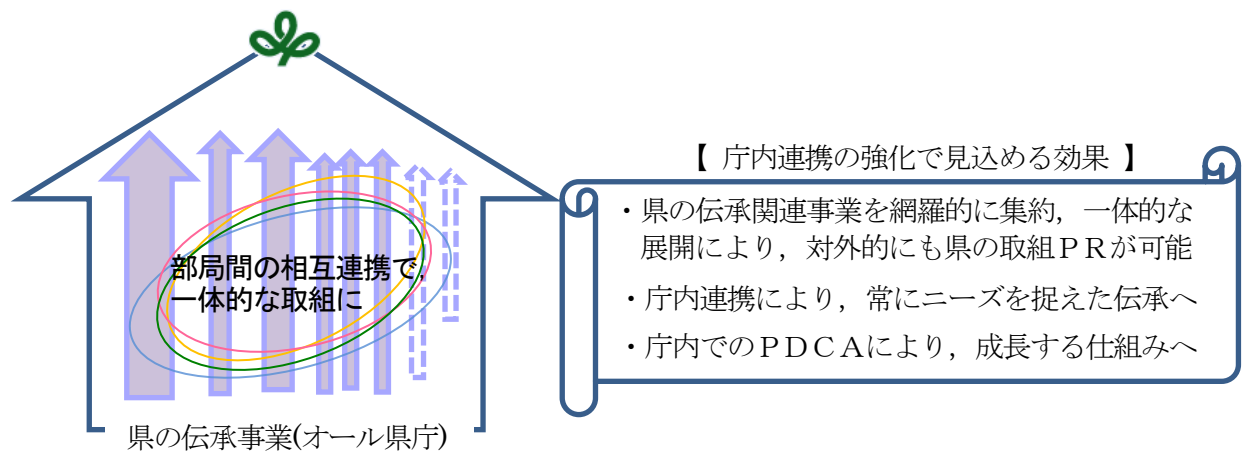
そのため、以下のとおり伝承の推進体制についての庁内連携を具体化するとともに、県として一体的な震災伝承の取組につなげていくための体制づくりを行うもの。

### 1 庁内連携体制の構築に向けた取組の方向性

- (1) 震災伝承に関連する事業の掘り起こし ※復興支援・伝承課が庁内ヒアリングを実施
- (2) 関連課室を対象に庁内連絡会議を実施し、事業間のすり合わせや情報交換会等を開催
- (3) 復興支援・伝承課が中心となり、多様な主体による震災伝承のネットワークに県として参画
- (4) (1)～(3)の繰り返しにより、オール県庁としての震災伝承の取組を確立

⇒ 県が多様な主体によるネットワークに主体的に関与し、全県的な震災伝承の取組を更に活性化

### 2 庁内連携体制の構築のイメージ



### 3 多様な主体との震災伝承ネットワークについて

県では、民間伝承団体や学術団体、国、市町などの関係者とのネットワークを強化し、連携体制の構築による一丸となった取り組みにつなげるため、情報共有や様々な声を伺う場等を設け、一体的な情報発信を図るもの。

構成員：伝承活動団体（個人含む）、震災伝承施設、企業、教育機関、国及び市町村等

《今年度の取組予定》

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 令和4年6月6日（月） | 県の震災伝承施策に関する説明会 ※ネットワーク構築の呼びかけを含む |
| 令和4年秋頃      | 研修会等の実施                           |
| 令和5年3月頃     | シンポジウムの開催                         |